

会議報告



CPD

国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 会議報告

(2025年3月会議)

日本公認会計士協会
テクニカルディレクター

か い さ ち こ
甲斐 幸子

国際監査・保証基準審議会 (The International Auditing and Assurance Standards Board: IAASB) のボード会議が、2025年3月18日から21日までニューヨークにて対面で開催され、ボードメンバー全員が参加した。

日本からは、大野美希子氏 (ボードメンバー) 及び日本公認会計士協会より甲斐幸子 (テクニカルアドバイザー) が参加した。以下、会議の概要を報告する。

【今回の会議で決定・確認した主な事項】

	テーマ	ステータス	決定・確認事項、今後の予定
1.	不正 (ISA240 ¹)	基準の最終化承認	<ul style="list-style-type: none"> 基準の最終化が全会一致で承認された。 適用日は、2026年12月15日以降開始する事業年度の財務諸表監査からとされている。
2.	専門家に関連した狭い範囲での改訂	プロジェクト・プロポーザル及び公開草案の承認	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト・プロポーザルと公開草案が全会一致で承認された。 公開草案は、2025年4月25日に公表されている。
3.	監査証拠及びリスク対応	公開草案に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトで扱う一部の論点の検討が行われた。 公開草案の承認を2026年3月に予定している。
4.	独立監査人による期中財務情報のレビュー (ISRE 2410 ²)	プロジェクト・プロポーザルに向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト・プロポーザルの草案の検討が行われた。 プロジェクト・プロポーザルの承認を2025年6月に予定している。

5.	テクノロジー	ギャップ分析の実施及び今後のモニタリングの検討	<ul style="list-style-type: none"> ギャップ分析について検討が行われた。 ギャップ分析の内容は、今後、メール審議にてボードメンバーの確認後、IAASBウェブサイトにて公表予定である。
6.	温室効果ガス報告に対する保証業務 (ISAE3410 ³)	基準の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ISAE3410の廃止が全会一致で承認された。 ISAE3410は、ISSA 5000⁴の適用日をもって廃止される。

1 基準の最終化承認—不正

近年、様々な大型会計不正事件が生じたことから、一部の国では財務諸表監査における不正に関する監査人の役割及び責任についても疑問が呈され、独自の対応が進められている。このような背景から、IAASBは2021年12月会議において、ISA240「財務諸表監査における不正」及び関連する他の基準の改訂に関するプロジェクト・プロポーザルを承認した。その後、2024年2月に公開草案が公開され (コメント期限: 2024年6月)、89通のコメントを受領した。

今回の会議では、主に以下(1)(2)の論点について議論が行われた上で、基準最終化の承認審議が行われ、全会一致で承認された。

(1) 経営者による内部統制の無効化リスク

現行のISA 240では、経営者による内部統制の無効化リスクは全ての企業に存在する不正による重要な虚偽表示リスクであり、それゆえ、特別な検討を必要とするリスクとされている。公開草案に対して、経営者による内部統制の無効化リスクは、財務諸表全体レベルの不正による重要な虚偽表示リスクとアサーション・レベルの不正による重要な虚偽表示リスクのいずれに該当するかの明瞭化が必要とのコメントがあったことから、タスクフォースが検討を続けていた。今回の会議のアジェンダで、タスクフォースから以下が提案された。

- ① 経営者による内部統制の無効化リスクは、財務諸表全体レベルの不正による重要な虚偽表示リスクとして取り扱うことを求める。加えて、経営者による内部統制の無効化リスクが、アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに影響を及ぼすかどうか判断することを求める。
- ② 以下のとおり、ISA 315 (2019年改訂)⁵ 第12項(1)(i)において、特別な検討を必要とするリスクは固有リスクであり、したがってアサーション・レベルのリスクであることが示されている。よって、経営者による内部統制の無効化リスクは、特別な検討を必要とするリスクとは位置付けない。

【ISA 315 (2019年改訂) 第12項(1) (特別な検討を必要とするリスクの定義)】

「特別な検討を必要とするリスク」— 識別された以下のような重要な虚偽表示リスクをいう。

- (i) 固有リスク要因が、虚偽表示の発生可能性と虚偽表示が生じた場合の影響の度合い(金額的及び質的な影響の度合い)の組合せに影響を及ぼす程度により、固有リスクの重要度が最も高い領域に存在すると評価された重要な虚偽表示リスク
- (ii) 他のISAの要求事項に従って特別な検討を必要とするリスクとして取り扱うこととされた重要な虚偽表示リスク

- ③ 上記の結果、他のISAに含まれる、特別な検討を必要とするリスクを対象とした要求事項について、経営者による内部統制の無効化リスクは対象とならないことになる。そこで、該当する要求事項に適合修正を行うことにより、特別な検討を必要とするリスクに加えて、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクが対象となるようにする。例えば、ISA 260 (改訂)⁶ 第15項に以下の修正を行う(下線部分が追加)。

【ISA 260 (改訂) 第15項 修正案】

監査人は、計画した監査の範囲とその実施時期の概要について、ガバナンスに責任を有する者とコミュニケーションを行わな

ければならない。これには監査人により識別された特別な検討を必要とするリスク及び財務諸表全体レベルのリスクが含まれる。

上記の提案に対して、ボード会議前に行われたアウトリーチ等を通じて、一部の利害関係者から以下のコメントがあったほか、複数のボードメンバーから、同様のコメントがタスクフォースに提出された。

- 経営者による内部統制の無効化リスクを、特別な検討を必要とするリスクとして取り扱わないことは、監査人の手続の後退につながる可能性がある。
- 上記③の適合修正は、プロジェクトの範囲を超えている。議論の結果、以下とすることが決定された。

- (a) 経営者による内部統制の無効化リスクは、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクであり、また、不正による重要な虚偽表示リスクであることから、特別な検討を必要とするリスクであると位置付ける(第39項(b)⁷、第40項(a))。
- (b) 上記(a)の取扱いは、ISA 315 (2019年改訂)の特別な検討を必要とするリスクの定義における、「他のISAの要求事項に従って特別な検討を必要とするリスクとして取り扱うこととされた重要な虚偽表示リスク」に該当すると整理する(ISA 315 (2019年改訂) 第12項(1)(ii))。
- (c) 上記(a)(b)の結果、アジェンダで提案されていた他のISAへの適合修正は行わない。

(2) スタンドバック規定

IAASBは、2024年12月会議において、ISA 240 (改訂)において、監査手続の実施の結果、評価した重要な虚偽表示リスクが依然として適切であるかどうかの判断や、十分かつ適切な監査証拠が入手できたかどうかの評価に関するスタンドバック規定を設ける必要はないと結論付けていた。これは主に、ISA 315 (2019年改訂)及びISA 330⁸において既にスタンドバック規定が含まれていること、また、監査証拠及びリスク対応プロジェクトにおいて、ISA全体に含まれているスタンドバック規定の見直しを行うことが予定されていたためである(後述の3(1)参照)。

ボード会議前に行われたアウトリーチの過程で、監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)から、不正リスクへの対処において、個々の項目のみに着目するのではなく監査の過程で入手した全ての監査証拠を勘案して判断することは重要であり、したがって、ISA 240 (改訂)においてスタンドバック規定が設けられるべきとの懸念が寄せられた。そこで、監査証拠及びリスク対応プロジェクトにおける本論点の検討内容も勘案し、タスクフォースから、下記の要求事項を設けることが提案され、ボードメンバーから賛同があった。

53A. 監査人は、ISA330を適用する際、実施した監査手続及び入手した監査証拠に基づいて、以下を評価しなければならない。

(a) 不正による重要な虚偽表示リスクに関する評価が依然として適切であるかどうか

(b) 不正による重要な虚偽表示リスクに対応した十分かつ適切な監査証拠を入手したかどうか

(3) 公開草案⁹からの主な変更点

上記のほか、公開草案からの主な変更点は次のとおりである。

項目	公開草案からの主な変更点
第三者による不正	<ul style="list-style-type: none"> 適用指針において、第三者による不正の例示及び第三者による不正に関する監査人の責任についての説明を追加した(A21項及びA22項)。
ISA 250(改訂) ¹⁰ との関係の明瞭化	<ul style="list-style-type: none"> 序説の記載を整理した上で、適用指針を追加し、ISA 240(改訂)の要求事項を遵守することにより、ISA 250(改訂)の特定の要求事項を遵守することになる状況を説明した(第14項、A15A項)。
リスク評価手続	<ul style="list-style-type: none"> ISA315(2019年改訂)と重複している要求事項を削除した(第31項)。 企業に通報制度が存在する場合、統制環境の理解の際に当該通報制度の理解を要求した(第32項(a)(ii))。
不正又は不正の疑い	<ul style="list-style-type: none"> 監査中に監査人が気付いた不正の申立ては全て不正の疑いに含まれるというアプローチは変更しない(第7項)が、不正又は不正の疑いに関する要求事項の適用対象を見直し、第54項に従って不正又は不正の疑いについて理解した結果、監査人が明らかに些末と判断した以外の不正又は不正の疑いに対してのみ、第55項(追加のリスク評価手続及びリスク対応手続を行うかどうかの判断等を要求)が適用されることとした。 適用指針において、企業の通報制度の理解を通じて入手した情報が、不正又は不正の疑いが明らかに些末かどうかの判断に役立つ場合があることを説明した(A160項)。 グループ監査における不正又は不正の疑いに関する取扱いをISA 240(改訂)と整合させるため、ISA 600(改訂)に以下の修正を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 要求事項を追加し、グループ監査人は、ISA 240(改訂)の適用に際して、識別した不正又は不正の疑いの理解を入手することに関する責任を負わなければならないことを規定した(ISA 600(改訂)第44A項)。 ➢ 構成単位の監査人、グループ経営者及びグループ・ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーションに関する要求事項を修正した(ISA 600(改訂)第45項(h)、55項、57項)。

監査報告書	<ul style="list-style-type: none"> 公開草案では、報告すべき不正に関連する監査上の主要な検討事項はないと判断した場合には、「監査上の主要な検討事項区分」にその旨を記載することが求められていたが、当該要求事項は削除した。 公開草案では、監査報告書における監査上の主要な検討事項区分の見出しを変更し、「監査上の主要な検討事項(不正に関連する事項を含む)」(下線部分が追加)とすることが求められていたが、当該変更は行わないこととした。
-------	---

(4) 今後の予定

基準の適用日は、2026年12月15日以降開始する事業年度の財務諸表監査からとされている。

2 プロジェクト・プロポーザル及び公開草案の承認—専門家に関連した狭い範囲での改訂

2025年1月に、国際会計士倫理基準審議会(International Ethics Standards Board for Accountants: IESBA)が、外部の専門家の業務の利用に関するIESBA Codeの改訂(以下「改訂版IESBA Code」という。)を公表した。これに関連して、IAASBは、IAASBの基準と改訂版IESBA Codeの相互運用性(interoperability)を維持するため、IAASBの基準について、改訂版IESBA Codeに関連する部分のみ狭い範囲で改訂を行うプロジェクトを行うことを予定していた。今回の会議で、プロジェクト・プロポーザルと公開草案の承認審議が行われ、全会一致で承認された。公開草案は、2025年4月25日に公表されている(コメント締切:7月24日)。公開草案の概要は以下のとおりである。

(1) ISA620¹¹

監査人が、利用する専門家の適性、能力及び客観性の評価等に関連して、手続の種類、時期及び範囲を決定する際に考慮することが求められる要因に、「専門家の業務の利用に関連した職業倫理に関する規定」を追加することが提案されている(ISA 620第8項(f))。また、適用指針の中で、職業倫理に関する規定において、専門家の業務の利用に関連するものが含まれている旨がある旨が説明されている(A13A項、A16A項、A18A項、A19A項)。

加えて、適用指針が追加され、ISA 620 第12項で求められている監査人が利用する専門家の業務の適切性の評価は、監査人が、監査人の目的に照らして、必要となる適性、能力及び客観性を専門家が有すると判断したことを前提に行われることが説明されている(A31A項)。

(2) その他の基準

ISRE2400¹²、ISAE3000¹³及びISRS4400¹⁴の適用指針において、ISA620と同様の変更が提案されている。

(3) 適用日

改訂版IESBA Codeの適用日(2026年12月15日)と整合させるため、公益監視委員会(Public Interest Oversight Board: PIOB)によるデュープロセスの承認後、約12か月後を適用日とすることが提案されている。

3 公開草案に向けた検討—監査証拠及びリスク対応

IAASBは、規制当局を含めた利害関係者から、監査証拠とリスク対応について統合的に扱うプロジェクトが必要との意見を受けたことから、2024年12月会議において、ISA330、ISA500¹⁵及びISA520¹⁶を改訂するプロジェクト・プロポーザルを承認し、プロジェクトを開始した。プロジェクトでは、従来から行っていた監査証拠プロジェクトで扱っていた論点に加え、内部統制、テクノロジーに関連した論点が扱われる予定である。今回の会議では、プロジェクトで扱う一部の論点について議論が行われた。

(1) スタンドバック規定

ISAにおいて、スタンドバック規定と呼ばれる要求事項が複数存在しており、役割・内容を整理する必要があるとの指摘がある。今回の会議において、プロジェクトチームから、スタンドバック規定と呼ばれる要求事項の分析結果が示された上で、主に以下の議論が行われた。

① スタンドバック規定のクライテリア及び範囲

プロジェクトチームから、スタンドバック規定の必要性を判断する際のクライテリアとして、以下の2つを設けることが提案された。

- 監査の過程で以前に行った判断(又は以前に判断された事項)の再評価(reevaluation)を明示的に求めるための要求事項

(例: ISA330第25項)

監査人は、実施した監査手続及び入手した監査証拠に基づいて、アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに関する評価が依然として適切であるかどうかを監査の最終段階において判断しなければならない。

- 監査において次の段階に進んでよいかの判断又は評価を行う確認のポイント(checkpoint)を示すための要求事項

(例: ISA330第26項)

監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手したかどうかを結論付けなければならない。監査人は、監査意見の形成において、

監査証拠が財務諸表におけるアサーションを裏付けるかどうかにかかわらず全ての関連する監査証拠を考慮しなければならない。

加えて、プロジェクトチームから、スタンドバック規定は、ISA315(2019年改訂)、ISA330といった監査の基本概念を扱うISAに設けられるほか、個別の主題を扱うISAにおいては、以下の状況において設けることが提案された。

- 監査におけるより複雑な領域(例えば、会計上の見積り)
- 特別の考慮事項を扱っている場合(例えば、グループ監査)
- 財務諸表全体に広く影響がある事項を扱っている場合(例えば、継続企業、不正)

上記の提案に対して、ボードメンバーからは概して方向性に賛成するコメントがあった。

② ISA330 第26項

ISA330 第26項(上記①を参照)は、ISA330が対象としている内容を超えていることから、別のISAに移動すべきではないかとの指摘がある。そこで、プロジェクトチームから、以下の3つのオプションが提示された。

- (オプション1): 現在のISA330第26項は、ISA500に移動する。
- (オプション2): 現在のISA330第26項は、ISA700¹⁷に移動する。
- (オプション3): 現在のISA330第26項は、ISA700に移動する。加えて、ISA500に、監査手続が想定する目的を満たす十分かつ適切な監査証拠を入手したかどうかの評価を求める要求事項を新設する。

なお、上記のいずれのオプションにおいても、ISA330には、「監査人は、リスク対応手続によって、十分かつ適切な監査証拠を入手したかどうかを評価しなければならない」旨の要求事項を新設することが提案されている。

上記の提案に対して、一部のボードメンバー等からは、オプション2と3はISA700の修正が必要となり、本プロジェクトの適合修正の範疇で対応可能か不明瞭であるとの指摘があったものの、多くのボードメンバーは、基準間のフローを考慮すると、オプション3が望ましいとの意見だった。

(2) 複数の目的のために利用される手続

現在のISAにおいて、監査手続の種類は、その目的と手法(閲覧及び実査、観察、質問、確認、再計算、再実施、分析的手続)により分類されている。ISAで定義されている監査手続に関して¹⁸、目的に基づく分類は次頁の表のとおりである。

目的	リスク評価手続	リスク対応手続	
		内部統制の運用評価手続	実証手続
	不正か誤謬かを問わず、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクとアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを識別し評価するために立案され、実施される監査手続 (ISA315 (2019年改訂) 第12項(j))	アサーション・レベルの重要な虚偽表示を防止又は発見・是正する内部統制について、その運用状況の有効性を評価するために立案し実施する監査手続 (ISA330第4項(b))	アサーション・レベルの重要な虚偽表示を看過しないよう立案し実施する監査手続をいい、①詳細テスト、②分析の実証手続で構成される。(ISA330第4項(a))

しかしながら、自動化されたツール及び技法 (Automated tools and techniques) を利用した手続は、これらの分類に合わないのではないかと指摘がある。

現在のISAでは、同一の取引に対して詳細テストと内部統制の運用評価手続を同時に実施することを「二重目的テスト (dual-purpose test)」と呼び、二重目的テストを実施する場合、それぞれのテストの目的を別々に考慮した上で立案・評価することが説明されている (ISA330A22項)。一方で、リスク評価手続とリスク対応手続を同時に実施することを「複数目的手続 (multi-purpose procedures)」と呼ぶ場合がある。当該表現は現在のISAでは使われていないが、ISA315 (2019年改訂) の適用指針において、監査人は、リスク評価手続を、実証手続又は内部統制の運用評価手続と同時に実施することが説明されている (A19項)。また、2023年4月に公表されたISA500 (改訂) の公開草案に含まれる適用指針において、リスク評価手続とリスク対応手続を同時に行う場合、それぞれの監査手続の立案及び実施を扱う関連するISAの要求事項の遵守が求められることが説明されていた。これらの背景を踏まえ、プロジェクトチームから、以下が提案された。

- 「二重目的テスト」と「複数目的手続」を合わせて「複数の目的で使用される監査手続 (audit procedure used more than one purpose)」と呼び、ISA500において、両者の規定を統合した形の適用指針を設け、手続の例を記載する。
- ISA500に要求事項を新設し、「監査人は、複数の目的のための監査手続を使用する場合、監査手続が想定しているそれぞれの目的を満たす監査証拠を入手したかを別個に評価しな

ければならない」旨を要求する。

上記の提案に対して、一部のボードメンバーから、規定を統合することに反対ではないが、現行の実務でより課題が生じているのは複数目的手続である、自動化されたツール及び手法を利用した手続の場合、リスク評価とリスク対応に厳密に区分することができず、例えば調書化の際に課題が生じることがある等のコメントがあった。また、プロジェクトチームが提示した適用指針案に含まれる手続の例示は、二重目的テストのみとなっており、複数目的手続の例がないとのコメントもあった。一方で、他のボードメンバーからは、複数の目的で監査手続を実施する場合、それぞれの目的を理解して関連するISAの要求事項を遵守しなければいけないことは、自動化されたツール及び手法を利用するかどうかにかかわらず該当するため、実務において何が課題となっているのかが不明であるとの指摘もあった。

(3) 自動化されたツール及び技法

2023年4月に公表されたISA500 (改訂) の公開草案では、適用指針において、用語「自動化されたツール及び技法」の説明を設けることが提案されていた。これに対して、「自動化されたツール及び技法」という用語は適切ではないといったコメントや、説明が十分に明瞭ではないとのコメントが多く寄せられた。当該論点に関連して、プロジェクトチームから、以下が提案された。

- テクノロジーの利用は、監査手続の立案及び実施に限定されないため、「自動化されたツール及び技法」の説明は、ISA500ではなく、ISA220 (改訂)¹⁹に設ける。
- 「自動化されたツール及び技法」の説明として、以下を検討する。

自動化されたツール及び技法 (業務実施の際に直接使用されるテクノロジー資源の一部である) とは、監査人が、監査の計画 (例えば、監査手続の立案) 及び実施において使用するITアプリケーションのことをいう。例えば、モデリングや可視化を用いてデータ分析を促進するITアプリケーションや、資産の観察・実査を行うドローンテクノロジーが含まれる。その他の例として、AIやロボティック・プロセス・オートメーションを使用して開発されたものが挙げられる。

特定のプログラミングが含まれない一般目的のスプレッドシートソフトウェアは、自動化されたツール及び技法ではないが、スプレッドシートは、監査に関連した機能 (例えば、分類、検索、検査、分析又は監査証拠として利用することを想定する情報の生成) を実施するために構築されることがあり、その場合、本用語に含まれる。

テクノロジー及び関連する監査アプリケーションは常に進化する

ため、本用語は意図的に広義に設けられている。

- まず説明内容の議論を優先し、用語「自動化されたツール及び技法」の変更は、2025年3月会議後に検討する。

上記の提案に対して、ISA220(改訂)に設けることには多くのボードメンバーの賛成があったが、ISQM1²⁰に記載すべきとのコメントもあった。また、今後、用語「自動化されたツール及び技法」を変更することについては多くのボードメンバーの賛成があった。説明の内容については様々なコメントがあり、プロジェクトチームで引き続き検討することになった。

(4) 今後の予定

2026年3月に公開草案の承認が行われ、2027年9月に基準の最終化承認が予定されている。

4 プロジェクト・プロポーザルに向けた検討—独立監査人による期中財務情報のレビュー

ISRE2410は、2005年に公表された後、実質的な改訂が行われておらず、基準のアップデートが必要となっている。そこで、IAASBは、2023年12月会議において承認した「2024年から2027年の戦略及び作業計画」において、2025年からISRE2410の改訂プロジェクトを行うことを予定していた。

今回の会議では、プロジェクトチームから、情報収集活動の結果識別された、プロジェクトで扱うべきISRE2410に関する課題が提示され、プロジェクト・プロポーザルの草案が示された。主な議論は以下のとおりである。

(1) プロジェクトで扱うべき課題

プロジェクトチームが提案した、プロジェクトで扱うべき主な課題は以下のとおりである。

① ISRE2410及び他のIAASB基準における原則・概念の関係の明瞭化の必要性

ISRE2410で使われている原則・概念や用語の一部が、限定的保証を扱っている他のIAASB基準と必ずしも一致しておらず、明瞭化が必要との指摘がある。

② ISRE2410が時代遅れとなっており、ステークホルダーの期待に十分対応していない可能性

ISRE2410はクラリティ化が行われていない上、2005年以降に開発・改訂された様々なIAASB基準の内容が反映されていない。

③ ISRE2410における報告・コミュニケーションに関する要求事項の明瞭化の必要性

レビュー報告書の利用者に対して、レビュー業務の目的、財務諸表監査における保証水準との違い、並びに財務諸表監査にお

ける手続の種類、時期及び範囲との違いが明瞭である必要がある。この点、近年監査報告書に行われた改訂も踏まえて検討する必要がある。

③に関連して、プロジェクト・プロポーザルの草案には、監査上の主要な検討事項(KAM)と同様の概念をISRE2410に導入するかどうか検討することが論点として含まれていた。これに対して、多くのボードメンバーから、限定的保証を扱っている他の基準であるISSA5000及びISRE2400では、KAMに相当する概念は導入されておらず、限定的保証において導入することは適切でないと考えられることから、本プロジェクトでは検討対象とすべきではないとのコメントがあった。

(2) 今後の予定

2025年6月にプロジェクト・プロポーザルの承認が行われ、2026年6月に公開草案の承認を行うことが予定されている。

5 その他

上記のほか、主に以下の議論が行われた。

(1) ギャップ分析の実施及び今後のモニタリングの検討—テクノロジー

2024年12月会議の議論を受けて修正した、テクノロジーに関する基準のギャップ分析がスタッフより提示され、議論が行われた。ギャップ分析の中で、優先度「高」と分類されていた品質マネジメントに関する論点については、情報収集活動を開始し、その結果を受けて、プロジェクトの成果物を判断することになった。ギャップ分析の内容は、議論の結果を受けて修正を加えた上で、IAASBのウェブサイトにおいて公表され、今後、定期的にアップデートされる予定である。また、テクノロジーに関連した今後のモニタリングについてスタッフの提案が説明され、議論が行われた。

(2) 基準の廃止—ISAE3410

IAASBは、2024年9月に最終化されたISSA5000の議論の過程で、ISSA5000は全てのサステナビリティ情報の保証業務に対して適用されることから、ISAE3410を廃止することを予定していた。今回の会議で、ISAE3410の廃止に関する承認審議が行われ、全会一致で承認された。今後、ISAE3410は、ISSA5000の適用日をもって廃止されることになる。

<注>

- 1 国際監査基準(International Standard on Auditing: ISA) 240「財務諸表監査における不正」
- 2 国際レビュー業務基準(International Standard on Re-

- view Engagement: ISRE)2410「企業の独立監査人により実施される期中財務情報のレビュー」
- 3 国際保証業務基準(International Standard on Assurance Engagement: ISAE)3410「温室効果ガス報告に対する保証業務」
- 4 国際サステナビリティ保証基準(International Standard on Sustainability Assurance: ISSA)5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」
- 5 ISA315(2019年改訂)「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」
- 6 ISA260(改訂)「ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション」
- 7 ISA240(改訂)に関する項番号は、特に記載のない限り、IAASBウェブサイトの2025年3月会議のページに掲載されている承認版のデータに基づいている。
- 8 ISA330「評価したリスクに対応する監査人の手続」
- 9 公開草案の主な内容については、本誌2024年4月号記事「国際監査・保証基準審議会(IAASB)会議報告(2023年12月会議)」を参照のこと。
- 10 ISA250「財務諸表監査における法令の検討」
- 11 ISA620「専門家の業務の利用」
- 12 ISRE2400「財務諸表のレビュー業務」
- 13 国際保証業務基準(International Standard on Assurance Engagement: ISAE) 3000「過去財務情報の監査及びレビュー業務以外の保証業務」
- 14 国際関連サービス基準(International Standard on Related Services: ISRS) 4400「合意された手続業務」
- 15 ISA500「監査証拠」
- 16 ISA520「分析的手続」
- 17 ISA700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
- 18 表では、ISAで定義されている監査手続の分類のみを示している。2024年3月ボード会議のアジェンダにおけるISA500の改訂案に含まれる適用指針(A14D項)では、監査証拠を入手するための監査手続には、リスク評価手続、リスク対応手続及びISAを遵守するためのその他の手続(例えば、監査証拠として利用することを想定する情報の適合性と信頼性を評価するための手続)が含まれると説明されている。
- 19 ISA220(改訂)「監査業務における品質マネジメント」
- 20 国際品質マネジメント基準(International Standard on Quality Management: ISQM)1「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」

***法定監査従事者の必須研修科目**
「監査の品質及び不正リスク対応」
研修教材

	教材コード	J 0 3 0 5 7 3
 CPD	研修コード	3 0 0 3
	履修単位	1 単位